

補助金等取扱基準

補助金等の名称	鳥獣害対策事業補助金
補助事業等の 目 標	鳥獣の捕獲活動を支援することにより、鳥獣による農作物等の被害を防止し、又は軽減させる。
補助事業等の 対 象 者	諏訪市鳥獣被害対策協議会
補助対象経費	捕獲のための従事者賃金、銃の弾代、保険料等に要した経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で次に掲げる額の合算額 (1) 長野県最低賃金を参考に延べ捕獲人員を積み上げた金額及び銃の弾代、保険料等必要な経費 (2) 県の野生鳥獣総合管理対策事業実施要領の別記に定める額に捕獲数を乗じた額
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成8年以前
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 鳥獣による農作物被害がなくなるまで補助する必要があるため
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成25年 4月 1日 一部改正

平成28年 8月 1日 一部改正

令和 2年 2月 3日 一部改正 (令和 2年 2月 3日 施行)